

要件事項	<p>&lt;海上/航空業務&gt;  特例申告納期限延長に係る担保提供の緩和</p>
機能概要	<p>&lt;変更前仕様&gt;  担保提供命令通知の有無にかかわらず、特例申告納期限延長の際の輸入申告事項登録（IDA）業務等において、特例輸入申告時、納期限延長項目に納期限延長コード（T：特例申告納期限延長、E：特例申告納期限延長即納混在、F：即納特例申告納期限延長混在）を入力した場合、担保登録番号欄に担保提供原因コードが「TEN」で登録されている担保の「担保登録番号」入力が必要となっている。</p>
	<p>&lt;変更後仕様&gt;  過去滞納等が発生していない信頼のおけるAEO輸入者について、担保なしで特例申告及び特例申告納期限延長を可能とするため、以下の変更を行う。（ただし特例委託輸入申告については、対象外とする。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 国内用輸出入者DBの特例輸入者表示に保全担保の提供を命じられた者を判別するための新たな値を追加する。</li> <li>② 特例輸入者表示が「2」（特例申告・特例延納用担保が必要）について特例輸入者判定を実施するように変更する。</li> <li>③ 特例申告納期限延長における事項登録時の担保処理を変更する。</li> <li>④ 特例申告受理時に以下のチェック処理を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例輸入者表示「2」（特例申告・特例延納用担保が必要）において担保提供原因が「TEN」（特例申告納期限延長）の担保登録がなかった場合、エラーを出力する。</li> <li>・ 特例輸入者表示「1」（特例申告・特例延納用担保が不要）において担保提供原因が「TEN」（特例申告納期限延長）の担保登録があった場合、エラーを出力する。</li> </ul> </li> <li>⑤ 特例申告納期限延長の場合における一括納付対象条件を変更する。</li> <li>⑥ 特例申告納期限延長の一括納付書の出力先決定方法を変更する。</li> <li>⑦ 担保登録がない特例申告納期限延長の際には、管理資料上の担保登録番号欄にもスペースで出力される。</li> </ol>

1. 変更内容

(1) オンライン業務の変更

(A) 特例輸入者表示の追加

特例担保緩和の対象である輸入者を判別するため、国内用輸出入者DBの特例輸入者表示に新たな値「2：輸入（引取）申告及び特例申告が可能な輸入者（特例申告・特例延納用担保が必要）」を追加する。

表 1. 「国内用輸出入者DB」変更前

特例輸入者表示	内容
0	輸入（引取）申告及び特例申告が可能な輸入者以外
1	輸入（引取）申告及び特例申告が可能な輸入者

表 2. 「国内用輸出入者DB」変更後

特例輸入者表示	内容
0	輸入（引取）申告及び特例申告が可能な輸入者以外
1	輸入（引取）申告及び特例申告が可能な輸入者（特例申告・特例延納用担保が不要）
2	輸入（引取）申告及び特例申告が可能な輸入者（特例申告・特例延納用担保が必要）

(B) 特例輸入者判定処理の変更

既存の特例輸入者判定処理において、特例輸入者表示が「2」の場合は、「1」と同様に輸入（引取）申告及び特例申告が可能となるよう変更する。

また、自由化申告における特例輸入者判定についても、特例輸入者表示が「2」の場合は、「1」と同様に特例輸入者と判定されるよう変更する。

(a) 変更対象業務

- ・「輸入申告事項登録（IDA）」業務
- ・「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務
- ・「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務
- ・「輸入申告（IDC（1DA/1ID/3ID/1SW）」業務
- ・「シングルウィンドウ輸入申告（SWC）」業務
- ・「一括特例申告事項登録（TKA01）」業務
- ・「一括特例申告（TKC01）」業務
- ・「機用品蔵入等承認申請事項登録（CTA）」業務  
（「機用品蔵入等承認申請変更事項登録（CTA01）」業務は判定対象外）
- ・「機用品蔵入等承認申請（CTC）」業務
- ・「輸入マニフェスト通関申告（MIC（1MI）」業務
- ・「輸入マニフェスト通関申告変更（MIE）」業務
- ・「石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録（MWA）」業務
- ・「石油製品等移出（総保出）輸入申告変更事項登録（MWA01）」業務
- ・「石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC（3MW）」業務

(C) 事項登録時の担保関連処理の変更

「輸入申告事項登録（IDA）」業務等において、申告等種別が「J：輸入（引取・特例）申告」、「R：蔵出輸入（引取・特例）申告」または「T：特例申告」のいずれかの場合、特例申告納期限延長用担保（TEN）のチェックを以下の通り変更する。ただし、輸入申告変更事項登録業務で輸入（引取）許可後に特例申告に係る事項登録を行う場合、1回目の担保登録番号欄は変更が不可のため、2回目の担保登録番号欄のみTENの担保チェックを実施する。

表3. 事項登録時の担保チェック処理の変更

特例輸入者表示	内容	特例申告納期限延長時の担保要否	担保提供原因が「TEN」に係る担保登録	
			登録あり	登録なし
1	輸入（引取）申告及び特例申告が可能な輸入者（特例申告・特例延納用担保が不要）	担保不要	新規エラー出力① *1	正常終了
2	輸入（引取）申告及び特例申告が可能な輸入者（特例申告・特例延納用担保が必要）	担保要	正常終了	正常終了*2

(\*1) 再輸出免税に関わる申告である場合、担保提供原因に再輸出免税用の担保提供原因（17M）が登録されている際は、特例申告納期限延長用担保（TEN）が併せて登録されている場合でも正常終了とする。

(\*2) 「輸入申告事項登録（IDA）」業務等実施後に「担保提供書提出（TTT）」業務で個別担保を登録するパターンも存在するため、事項登録時点では正常終了となる。

新規追加するエラー内容については、以下の表 4 の通りとする。

表 4. 「担保登録番号」欄の新規エラーについて

エラーコード	エラー内容	処置
R0801	特例申告納期限延長用の担保が不要な輸入者であるにもかかわらず、特例申告納期限延長にかかる担保登録番号が入力されている。(新規エラー出力①)	特例申告納期限延長にかかる担保登録番号の入力を取り消す。

(a) 変更対象業務

- ・「輸入申告事項登録 (IDA)」業務
- ・「輸入申告変更事項登録 (IDA01)」業務
- ・「シングルウィンドウ輸入申告事項登録 (SWA)」業務
- ・「一括特例申告事項登録 (TKA01)」業務

(D) 特例申告納期限延長時の担保チェック処理追加

特例申告受理時において、申告等種別が「J：輸入（引取・特例）申告」、「R：蔵出輸入（引取・特例）申告」または「T：特例申告」のいずれかの場合、特例申告納期限延長用担保 (TEN) のチェック\*<sup>3</sup>を以下の通り変更する。ただし、輸入申告変更事項登録業務で輸入（引取）許可後に特例申告に係る事項登録を行う場合、1 回目の担保登録番号欄は変更が不可のため、2 回目の担保登録番号欄のみ TEN の担保チェックを実施する。

(\* 3) ただし、即納分の納付方法が口座振替でかつ即時引落としの場合は、金融機関の引落とし後に消込依頼電文を受信し、特例申告受理となるため、口座引き落とし依頼前にチェックを実施する。

表 5. 特例輸入者表示変更前

特例輸入者表示	内容	特例申告納期限延長時の担保要否	担保提供原因が「TEN」に係る担保登録	
			登録あり	登録なし
0	輸入（引取）申告及び特例申告が可能な輸入者以外	—	—	—
1	輸入（引取）申告及び特例申告が可能な輸入者	担保要	正常終了	申告等種別「J、R」： 特例申告エラー通知情報出力  申告等種別「T」： 担保提供原因なしエラー（E5098）出力

表 6. 特例輸入者表示変更後

特例輸入者表示	内容	特例申告納期限延長時の担保要否	担保提供原因が「TEN」に係る担保登録	
			登録あり	登録なし
0	輸入（引取）申告及び特例申告が可能な輸入者以外		新規エラー出力④ (詳細は下記参照)	
1	輸入（引取）申告及び特例申告が可能な輸入者 (特例申告・特例延納用担保が不要)	担保不要	新規エラー出力② *4*5	正常終了
2	輸入（引取）申告及び特例申告が可能な輸入者 (特例申告・特例延納用担保が必要)	担保要	正常終了	新規エラー出力③

(\* 4) 担保提供原因が「TEN」に係る担保登録が個別担保のみの場合は、エラーとせず、担保

引落としを行わないように変更する。

- ( \* 5 ) 再輸出免税に関わる申告である場合、担保提供原因に再輸出免税用の担保提供原因 ( 1 7 M ) が登録されている際は、特例申告納期限延長用担保 ( T E N ) が併せて登録されている場合でも正常終了とする。

また、特例輸入者表示のチェックは輸入 ( 引取 ) 許可時のみ実施していたが、特例申告納期限延長用担保の要否判定のため、特例輸入者表示のチェックを特例申告受理時にも実施するよう変更する。

特例申告受理時に、特例輸入者表示が「 0 」である場合は以下の通りとする。

( 変更前 )

- ・ 正常終了する。

( 変更後 )

- ・ 特例申告即納の申告の場合については、正常終了とし、特例延長 ( 即納混在含む ) の申告の場合、担保の入力に関係なくエラーを出力する。

新規追加するエラー内容については、以下の表 7 の通りとする。

表 7. 「担保登録番号」欄の新規エラーについて

エラーコード	エラー内容	処置
E 5 1 4 0	特例申告納期限延長用の担保が不要な輸入者であるにもかかわらず、特例申告納期限延長にかかる担保登録番号が登録されている。(新規エラー出力②)	特例申告納期限延長にかかる担保登録番号を登録せず、再度事項登録を行う。
E 5 1 4 1	①特例申告納期限延長用の担保が必要な輸入者であるにもかかわらず、特例申告納期限延長または再輸出免税にかかる担保登録番号が登録されていない。 ②担保引落とし残高が不足している。 ③担保額が算出されていないため、担保引落としができない。 (新規エラー出力③)	特例申告納期限延長にかかる担保登録番号を登録して、再度事項登録を行う。
E 5 1 4 2	特例申告納期限延長の申告であるにもかかわらず、当該輸入申告等に係る輸入者コードが特例輸入者でない。(新規エラー出力④)	納税方式を即納に変更して、再度事項登録を行う。

( a ) 変更対象業務

- ・ 「輸入申告 ( I D C ( 1 D A / 1 I D / 1 S W ) ) 」業務
- ・ 「シングルウィンドウ輸入申告 ( S W C ) 」業務
- ・ 「輸入申告変更 ( I D E ) 」業務
- ・ 「一括特例申告 ( T K C O 1 ) 」業務

(E) 一括納付書対象の条件変更

(a) 一括納付書番号払出し処理の変更

納税方式が特例申告納期限延長の場合、1の一括納付書番号にまとめる条件を以下の通り変更する。

変更前：

海上航空識別、申告先税関官署コード、申告者の利用者コード、輸入者コード、担保登録番号、納期限及び納付方法が同一のもの

変更後：

海上航空識別、申告先税関官署コード、申告者の利用者コード、輸入者コード、担保登録番号（または担保なし）、納期限及び納付方法が同一のもの

(b) 一括納付対象条件の変更

納税方式が特例申告納期限延長の場合における、一括納付対象条件を以下の通り変更する。

変更前：

担保が引き落とされた場合（ただし、酒税及びたばこ税・たばこ特別税を除く）

変更後：

条件なし（ただし、酒税及びたばこ税・たばこ特別税を除く）

(c) 変更対象業務

- ・「輸入申告（IDC（1DA／1ID／1SW）」業務
- ・「シングルウィンドウ輸入申告（SWC）」業務
- ・「輸入申告変更（IDE）」業務

(F) 一括納付書の出力先決定方法の変更

一括納付書の出力先について、担保登録番号の登録がないものについては、以下のバッチ業務にて、下記の表8の赤字通り出力先を決定するように変更する。

表8：出力先フロー

パターン	1	2	3	4
条件1		担保提供者		
	通関業者または 無符号輸入者	輸入者または輸入取引者		
条件2	↓	国内用輸出入者DBの「納付書関連出力表示」		
	↓	“1”	“0”	
条件3 (Sea - NACC S のみ)	↓	↓	国内用輸出入者DBの「代表通関業者コード」	
	↓	↓	設定有り	設定無し
出力先	申告者	輸入者または 輸入取引者	代表通関業者	申告者

また、納付書出力先利用者が実施可能な以下のオンライン業務についても表8で決定した利用者が実施可能とする。

(a) 変更対象業務

オンライン業務

- ・「MPN状況照会（IMP）」業務

- ・「納付書再出力（RNF）」業務

#### バッチ業務

- ・「一括納付書情報（IO1）」業務
- ・「納付番号通知情報（一括）（IO2）」業務
- ・「一括納付用明細書情報（IO3）」業務
- ・「一括納付用明細データ（IO4）」業務
- ・「一括納付用明細総括データ（IO5）」業務

### （2）バッチ業務（管理資料）の変更

#### （A）管理資料における担保登録番号欄の出力内容について

下記の管理資料について、オンライン業務で特例申告納期限延長における担保登録番号が登録なしで処理された申告情報については、管理資料上も担保登録番号及びそれに関連する項目がスペースで出力されるようになる

#### （a）変更対象管理資料

- ・「一括納付用明細書情報（IO3）」業務
- ・「一括納付用明細データ（IO4）」業務
- ・「（NACCS - i）輸出入申告等訂正履歴情報（JO9）」業務

## 2. 変更対象業務

### <オンライン業務>

- ・「輸入申告事項登録（IDA）」業務
- ・「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務
- ・「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務
- ・「輸入申告（IDC（1DA／1ID／3ID／1SW）」業務
- ・「シングルウィンドウ輸入申告（SWC）」業務
- ・「輸入申告変更（IDE）」業務
- ・「一括特例申告事項登録（TKA01）」業務
- ・「一括特例申告（TKC01）」業務
- ・「機用品蔵入等承認申請事項登録（CTA）」業務
- ・「機用品蔵入等承認申請（CTC）」業務
- ・「輸入マニフェスト通関申告（MIC（1MI）」業務
- ・「輸入マニフェスト通関申告変更（MIE）」業務
- ・「石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録（MWA）」業務
- ・「石油製品等移出（総保出）輸入申告変更事項登録（MWA01）」業務
- ・「石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC（3MW）」業務
- ・「MPN状況照会（IMP）」業務
- ・「納付書再出力（RNF）」業務

### <バッチ業務（管理資料）>

- ・「一括納付書情報（IO1）」業務
- ・「納付番号通知情報（一括）（IO2）」業務
- ・「一括納付用明細書情報（IO3）」業務
- ・「一括納付用明細データ（IO4）」業務
- ・「一括納付用明細総括データ（IO5）」業務
- ・「（NACCS - i）輸出入申告等訂正履歴情報（JO9）」業務

## 3. 個別項目

- （1）法改正適用日前に引取申告が行われた場合であっても、法改正適用日後に行う特例申告納期限延長申請に係る特例申告については、特例輸入者表示が「1」の場合、「TEN」に係る担保登録番号の入力は不要となる。

- (2) 「(NACCS-i) 輸出入申告等訂正履歴情報(J09)」において、特例申告納期限延長時の管理資料(申告等種別コードが「HT: 輸入(引取・特例)申告」、「TK: 特例申告」、「IT: 一括特例申告」または「IST: 蔵出輸入(引取・特例)申告」のいずれかかつ納期限延長コードが「T: 特例申告納期限延長」、「E: 特例申告納期限延長即納混在」または「F: 即納特例申告納期限延長混在」のいずれか)について、変更前は必ず担保登録番号が出力されていたが、本変更後においては特例申告受理時に担保登録なしで受理されたものの担保登録番号がスペースで出力される。

#### 4. リリース予定日/サービス開始予定日

##### (1) AP、端末資材

AP : 2024年09月15日(日) 保守時間帯

端末資材 : 2024年09月15日(日) 04:00

サービス開始予定日 : 2024年10月01日(火) 00:00